

道路維持管理計画書

令和 7 年 4 月

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所

目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題	2
(2) 道路維持管理の基本方針	2
2. 管理計画	
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
(3) 管理概要図	5
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	6
(2) 監視	6
(3) 道路清掃	7
(4) 除草	8
(5) 剪定等	9
(6) 応急処理	10
(7) 設備点検	11
(8) 除雪	11
4. 老朽化対策	
(1) 目的	13
(2) 実施方針	13
5. 冠水対策	
(1) 目的	14
(2) 実施方針	14
6. ICT・AI等の新技術活用	
(1) 現在の取り組み	15
(2) 今後の取組	17
7. その他	
(1) 窓口業務	18
(2) その他	18
(3) 問い合わせ先	19

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の一般国道及び高速自動車国道（新直轄区間）を管理しており、そのうち、東京国道事務所では、東京23区の一般国道10路線、約162kmの整備、管理を行っております。

関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積し、首都中枢機能を担っています。特に東京23区は、国土面積の約1.7%ながら、総人口の約8%が集中している地域になります。

その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの巡回・点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理に取り組んでいきます。

実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan

(計画)

…「道路維持管理計画」を策定します。

Do (実施)

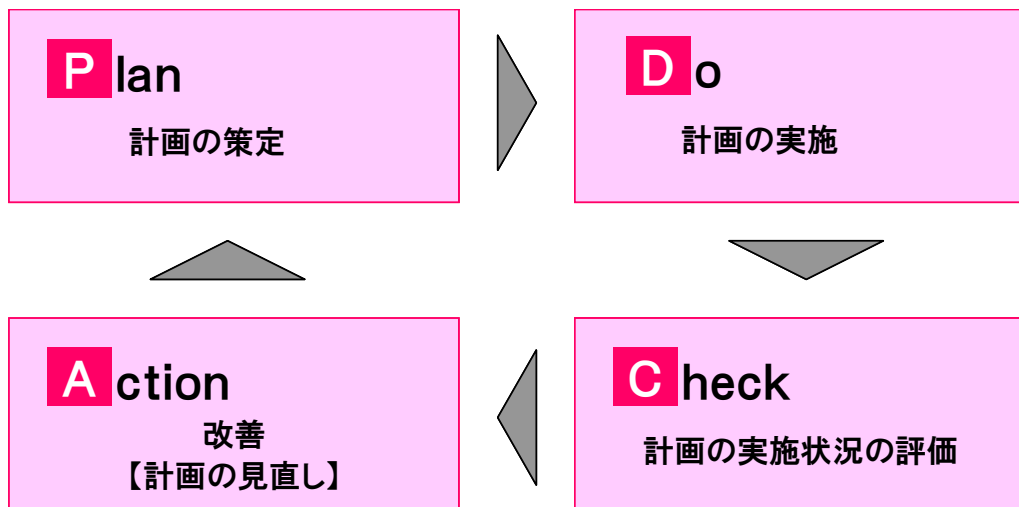
…「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check (評価)

…維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action (改善)

…執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

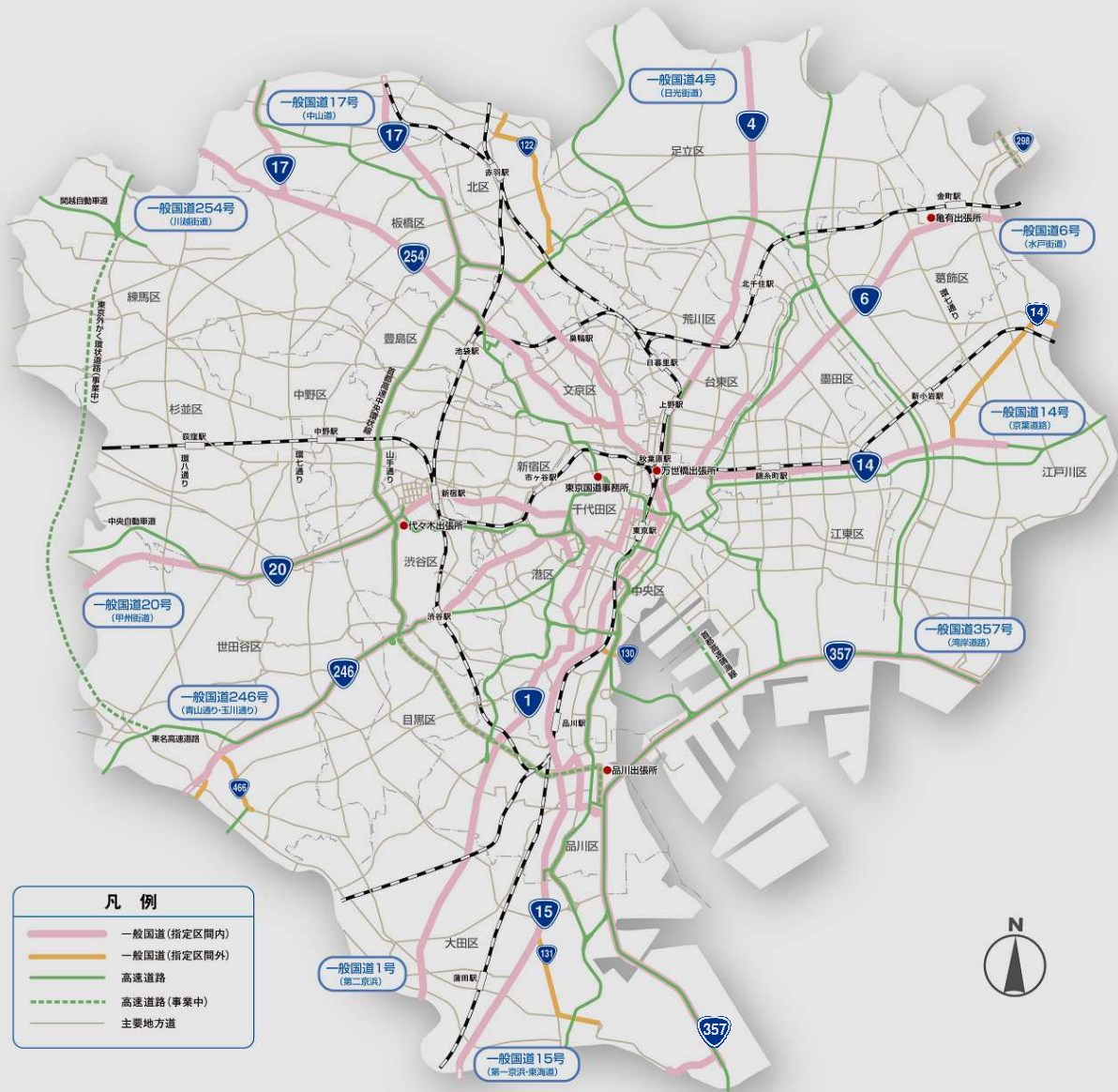
1) 管理路線

当事務所では、東京都内の国道1号、4号、6号、14号、15号、17号、20号、246号、254号、357号を、品川出張所、亀有出張所、代々木出張所、万世橋出張所の4つの出張所で道路の維持管理を行っています。各出張所の管理区間等は、下表のとおりです。

担当 出張所	路線	延長 (k m)		管理区間	車線数／ (交通量：百台／日)
品川 出張所	国道1号	18.2	60.3	起点 中央区日本橋	4～8車線
				終点 大田区多摩川2丁目	(155～537)
	国道15号	18.1		起点 中央区日本橋	4～8車線
				終点 大田区東六郷3丁目	(175～611)
	国道357号	20.9		起点 江戸川区堀江町	4車線
				終点 大田区羽田空港3丁目	(316～610)
亀有 出張所	国道357号 BP	3.1	37.8	起点 品川区八潮3丁目	2～4車線
				終点 品川区北品川2丁目	(379～427)
	国道4号	14.0		起点 中央区日本橋室町4丁目	4～6車線
				終点 埼玉県草加市谷塚上町	(163～525)
	国道6号	14.7		起点 中央区日本橋本町4丁目	4車線
				終点 葛飾区金町3丁目	(140～488)
代々木 出張所	国道14号	9.1	31.4	起点 中央区東日本橋2丁目	4車線
				終点 江戸川区大杉3丁目	(346～393)
	国道20号	16.6		起点 千代田区霞が関2丁目	4～8車線
				終点 世田谷区給田3丁目	(322～641)
	国道246号	13.7		起点 千代田区永田町1丁目	6～8車線
				終点 世田谷区玉川3丁目	(419～582)
万世橋 出張所	国道246号 BP	1.1	34.7	起点 港区赤坂1丁目	4車線
				終点 千代田区永田町2丁目	(57)
	国道4号	0.5		起点 中央区日本橋	4車線
				終点 中央区日本橋室町4丁目	(163)
	国道17号	15.5		起点 中央区日本橋室町4丁目	2～6車線
				終点 板橋区舟渡3丁目	(84～440)
	国道17号BP	3.5	34.7	起点 練馬区北町3丁目	2～6車線
				終点 板橋区三園2丁目	(197～508)
	国道254号	15.2		起点 文京区本郷2丁目	4～6車線
事務所合計		164.200		終点 練馬区旭町3丁目	(224～447)

※R3センサスより

(3) 管理概要図



3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を確認するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所確認のため、原則として平均交通量が5万台／日以上は1日に1回、それ以外は2日に1回道路巡回により実施します。巡回は主に道路パトロールカー等により目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認します。なお、支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の確認のため、1回／年（各施設）実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜巡回を実施します。
- ・路面下にありライフラインを収容している共同溝について、異状箇所確認のため、6回／年巡回を実施します。



(2) 監視

1) 目的

道路状況の把握、問い合わせの処理や情報連絡などを目的に、監視を行うものです。また、共同溝について、保安を目的に監視機器を用いて常時監視を行うとともに、異状が発生した場合には、必要な対策を実施します。

2) 実施方針

24時間体制で道路交通情報装置の機器運用及び監視を行うとともに、事故・工事規制情報並びに気象・地震情報の収集や、外部からの問い合わせの処理や関係機関への情報連絡を行います。

また、共同溝については、24時間の共同溝内監視、入溝者の確認及びゲートの管理、事故発生時の緊急巡視を行います。



(3) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃について、年間12回実施します。

なお、路面の状況により増減の可能性があります



・歩道清掃（人力清掃）

ケヤキ・イチョウなどの高木が植栽されている箇所を基本に、人力により落葉の回収・清掃を実施します。実施時期は、落葉の状況を踏まえて柔軟な対応を予定しています。



・排水施設清掃

街渠桝等の詰りによる道路冠水を防止するため、高木からの落葉を勘案し、通水阻害箇所について街渠桝及び付随する排水管の清掃を実施します。



(4) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

- ① 安全確保を目的とした除草は、交差点付近の歩道植栽柵や中央分離帯・交通島の裸地・芝地・地被地で、以下の繁茂状況を確認し、適宜実施します。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

- ② 火災拡大防止を目的とした除草は、法面、橋梁下河川敷で実施します。なお羽田空港周辺の保安を目的とした除草は、中央分離帯・交通島の裸地・芝地・地被地で実施します。

皇居周辺の美観維持を目的とした除草は、皇居との景観調和を図るため、国道1号大手町交差点～国道20号半蔵門交差点間で、実施します。

- ③ 道の単独柵・寄植植栽柵に発生した雑草は（繁茂の状況を道路巡回で確認したうえ）、著しく安全に障害を与えるものに限定し除草します。



(5) 剪定等

1) 目的

街路樹等の植栽帯は、道路景観の向上や沿道環境、自然環境の保全等を目的に道路空間に植栽されており、植栽後の成長により見通し阻害や交通障害を及ぼす場合があるため、安全な道路交通機能の確保を優先に、緑陰確保など景観や良好な沿道環境の確保を考慮しつつ、剪定等の管理を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

管内の植栽について下記により樹形を整える剪定を実施します。

◆中・低木

- ① 単独物（球形・円筒形）植栽については、所定の形状の維持を目的として1回／3年剪定を6月から9月実施します。

なお皇居周辺の単独物（球形）植栽については、皇居との景観の調和を図るため、国道1号大手町交差点～国道20号半蔵門交差点間の剪定を1回／年、6月から9月にかけて実施します。

- ② 寄植については、形状寸法の維持及び草刈りを含め、1回／年剪定を6月から9月にかけて実施します。植栽箇所の条件（育成環境・植栽帯面積）によっては剪定頻度を落としコスト縮減を図ります。



◆高木

- 約14,000本の高木については、樹形管理の基本方針として、植栽帯幅や歩道幅員など植栽されている道路の空間制約に適合する樹種を踏まえ、目標管理樹形を設定し、樹勢の弱体化や腐朽等への抵抗力が低下しにくい枝抜き（透かし）剪定を基本に、沿道状況に合わせた剪定を実施します。

また、剪定サイクルにない樹木であっても、枯れ枝除去・沿道への枝の越境防止・建築限界確保を目的とした枝落し処理を実施します。

適正な植栽間隔となるよう植栽間隔の調整を実施します。さらに、樹木周辺での掘削工事では、支持根を切断しないよう配慮します。

また、樹木は年齢・樹齢を重ねれば痛んでくる可能性の高いことを踏まえて管理や更新を検討します。

□樹種別剪定頻度

沿道状況や樹種を踏まえた目標管理樹形を設定し、その樹形に合わせた剪定を実施していきます。



□街路樹点検

街路樹は、維持管理の一貫として基本5年に1回を目処に点検を実施します。

点検等により、倒木などの道路交通に障害を与える可能性がある危険木については、撤去（更新）を行います。

（6）応急処理

1）目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行うものです。

2）実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。

- ・路面（ポットホールなど）の補修や落下物の撤去など
- ・緊急的処理（交通事故などの路面油処理、倒木処理など）
- ・損傷した付属施設（防護柵補修など）の一時的な保全など
- ・高木・中木の枯れ枝の除去の剪定



路面補修



倒木処理

(7) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。

(8) 除雪

1) 目的

冬期における道路交通及び歩行者通行を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行うものです。

①車道除雪

降雪量が5～10cm程度を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。



②歩道除雪

歩行者通行の多い箇所や駅前等を重点箇所とし設定して、除雪作業を実施します。



③凍結防止剤散布

道路構造及び周辺状況から、下記のような区間を重点に路面の凍結対策として、凍結防止剤（塩化ナトリウム等）散布作業を実施します。

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆局部的に日陰となる区間
- ◆橋梁区間
- ◆前後区間に対し、幅員が狭小な区間
- ◆トンネル、アンダーパス等の出入り口
- ◆信号交差点や横断歩道
- ◆事故多発箇所

④ 大雪時の対応

積雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ（令和３年３月）を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に務めます。

また、大雪時に急な上り坂などで立ち往生が起こりやすい区間を「予防的通行止め区間」として指定しています。立ち往生等により交通障害が拡大するおそれがある場合、早い段階で通行止めを行い、集中的・効率的な除雪作業を実施してまいります。

・ 予防的通行止め区間

路線名	箇所	区間延長	備考
国道 246 号	瀬田～籠場 IC	61.1km	
国道 357 号	荒川河口橋	2.8km	
国道 357 号	京浜大橋	0.7km	

4. 老朽化対策

(1) 目的

東京国道管内では、個々の橋梁の劣化等を原則として5年毎に順次実施する橋梁点検により把握し、重大な損傷に至る前に計画的に補修を実施することで、ライフサイクルコストの最小化、構造物の長寿命化を図るものです。

(2) 実施方針

下記の橋梁等の道路施設について、各々の点検要領に基づき定期点検を行い、点検結果に基づいた計画的な補修を実施します。

- 1) 橋梁
- 2) トンネル
- 3) 大型カルバート
- 4) 横断歩道橋
- 5) 門型標識
- 6) 舗装
- 7) 道路附属物 等

東京国道事務所の橋梁、トンネル等の点検結果
「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」
<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

5. 冠水対策

1) 目的

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、必要な施設整備やパトロールを実施するものである。

2) 実施方針

下記の箇所について、冠水についての対策を実施します。

- ・ 異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ・ 冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ・ パトロールの強化（時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施）

路 線	名 称
国道15号	蒲田アンダー
国道357号	羽田空港トンネル
	空港北トンネル
	空港南トンネル
	東京港トンネル
国道4号	本町アンダー
国道20号	新宿御苑トンネル
	初台アンダー
	大原アンダー
国道246号	渋谷駅ガード下
	南平台アンダー
	瀬田アンダー
国道17号	仲宿アンダー
国道17号BP	北町・赤塚・徳丸アンダー 本線及び側道
	大門アンダー
	馬坂アンダー



6. ICT・AI等の新技術活用

(1) 現在の取り組み

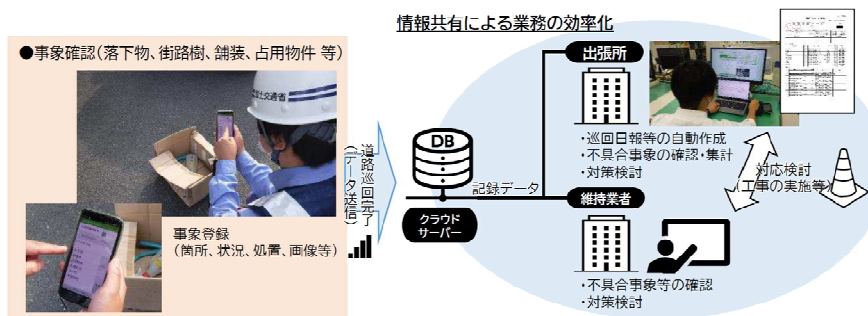
1) 道路情報収集による維持管理の効率化・高度化

道路巡回時に車載カメラで映像を取得し、事務所や本局等と迅速に現地状況を共有する事で、維持管理の効率化・高度化に取り組んでいます。



2) 道路巡回の効率化・高度化

道路巡回時の点検情報をスマートフォンから道路巡回システムに登録し、巡回日誌等の自動作成や維持業者との情報共有の合理化を図る事で、道路巡回の効率化・高度化に取り組んでいます。



3) 道路管理情報の一元管理による窓口対応業務の迅速化

窓口対応時に台帳等を確認する際、GISプラットフォーム(DXアプリ)で道路管理データを瞬時に検索・閲覧し、紙資料の収集手間をなくす事で、窓口対応業務の効率化・迅速化に取り組んでいます。



4) A I を活用した舗装損傷の自動検知

車載カメラからの映像をA Iにより画像解析し、舗装損傷状況や区画線を自動検知する事により、舗装点検の効率化・高度化に取り組んでいます。



破損状況と評価から抽出した補修箇所のイメージ

5) 電子街路樹管理台帳による維持管理の効率化・高度化

3次元点群データからA Iにより抽出した街路樹の情報も活用して、街路樹の位置や点検結果等を電子化し、プラットフォーム上で統合的に管理する事で、街路樹の維持管理の効率化・高度化に取り組んでいます。



3次元点群データからA Iにより街路樹を抽出

電子街路樹管理台帳をプラットフォームにて統合的に管理

6) 地下埋設物件等の位置情報のデジタル化

地下埋設物件の移設等の際に、位置情報を取得しデジタル化する事で、位置情報の正確性の向上や位置の特定作業の効率化等を図る取り組みを進めています。

(2) 今後の取り組み予定

関東地方整備局インフラDX推進本部等での検討結果も踏まえ、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めていきます。

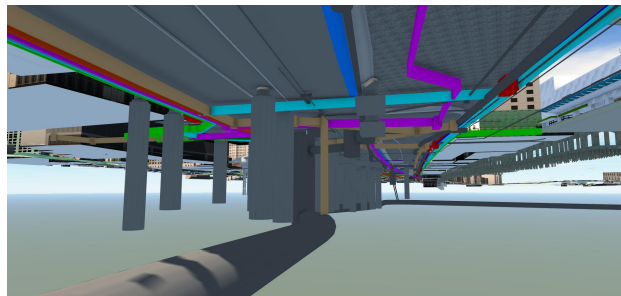
1) BIM/CIMモデルを活用した維持管理の効率化

現在施工中の渋谷駅西口地下歩道において、地下歩道のBIM/CIMモデルに属性情報（部材の規格や出来形等）を付与し、その情報を維持管理時の資料検索の効率化や不可視部分の把握等に活用する事を検討します。



2) 地下埋設物件等の位置情報のデジタル化

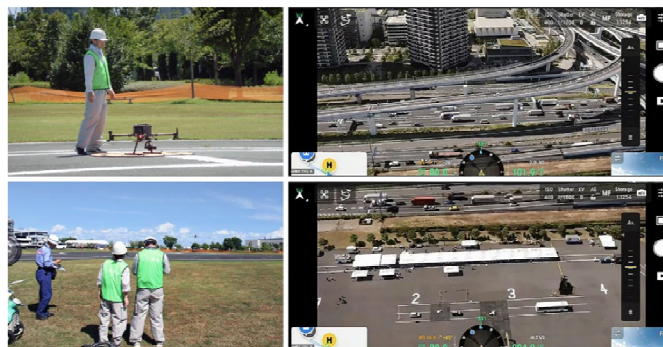
BIM/CIMモデルを活用し、地下埋設物件等の位置情報のデジタル化を検討します。また、事業の完成後の維持管理等において、そのBIM/CIMモデルを用いて地下埋設物の不可視部分の確認作業の軽減や効率化など図る事を検討します。



地下埋設物件等のデジタル化のイメージ

3) ドローンによる被災状況調査

首都直下地震の発災後短時間で被災状況を把握するためにドローンの活用を検討します。



(左上)撮影用ドローン、(左下)飛行体制、(右上)ドローン映像(国道357号、首都高速有明JCT)、(右下)ドローン映像(国道357号(画面上側)、訓練会場内の放置車両・ガレキ)

空撮用ドローンのカメラ映像の伝送訓練

7. その他

(1) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第32条）

道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務

- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）

附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務

- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）

特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

(2) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）をインターネットで受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000008.html>
(24時間受付)

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

また、LINEアプリでも通報をすることができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。



スマートフォンアプリケーション「LINE」に
「国土交通省道路緊急ダイヤル(＃9910)」の
友だち追加をしてご利用ください。
(友だち追加は二次元コード読み取りからも可能)

・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

	U R L	http://www.road.ktr.mlit.go.jp/
	X	https://x.com/mlit_kanto_road
東京国道事務所	X	https://x.com/mlit_toukoku

・ホームページ

東京国道事務所	U R L	http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/
関東地方整備局	U R L	http://www.ktr.mlit.go.jp/

(3) 問い合わせ先

東京国道事務所 電話番号 03-3512-9097（管理第二課直通）

ただし、道路法 47 条 特殊車両通行許可申請については、特車通行許可申請窓口が担当し、下記の連絡先となります。

電話番号	03-3512-9066
F A X	03-3512-9160